

現場説明書

工 事 名	(仮称) よらっせYUTO新店舗 建設工事
工事の場所	浜松市中央区雄踏町宇布見 9 9 8 1 - 1
説 明 事 項	
<p>■ 工事期間、作業時間等の制約について</p> <p>営業中の店舗と同一敷地内における工事のため、現場着手前に発注者と工事期間および作業時間について協議を行うこと。また工事関係車両の現場入退場は営業中の店舗利用者の安全対策のため、併せて発注者と協議を行うこと。</p> <p>■ 関連工事等との調整・連携について</p> <p>別途発注で以下の工事等が予定されているため、各受注者とは連携を密にとり、互いに協力し円滑な施工に努めること。</p> <ul style="list-style-type: none">・ よらっせYUTO既存店舗解体工事・ (仮称) よらっせYUTO店舗什器等設置工事 <p>関連工事との工程調整・安全管理のために全体協議会を開催する。</p> <p>本工事の受注者は、全体協議会の取りまとめ・運営を行い、関連工事との調整・連携を図ること。</p> <p>なお、本工事で設置する仮設類（工事用地含む）を関連工事等においても使用することを許可すると共に、本工事で設置する交通誘導員については、関連工事等の工事車両も誘導対象とすること。</p> <p>■ 支払いについて</p> <p>前払金の支払いについては、令和7年7月1日以降に請求することができる。</p> <p>■ 法定外の労災保険</p> <p>本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付すこと。なお、保険契約締結後、証券の写しを速やかに発注者に提出すること。</p> <p>■ 安全衛生対策の推進について</p> <p>「令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について」（令和7年3月28日付厚生労働省労働基準局 発出）に示す留意事項を遵守すること。</p>	

■ 危険物等について

塗装、防水材料などの危険物を使用する場合は、計画数量を算定すること。また、必要に応じて各施工日における取扱い数量を定めた施工計画を作成し、各所管消防署と協議した上で適正に取り扱うこと。

■ 周辺住民等への対応について

施行に先立ち、地元自治会及び周辺住民等に対し工事概要について回覧等で周知するため、契約後速やかに監督員と協議し、仮設計画・工程計画を立てるとともに回覧資料作成に協力すること。

現場着手前に地元自治会及び周辺住民等への挨拶廻りを行い、要望等があった場合は、可能な限り協力すること。

■ 工事説明会の開催について

工事に先立ち、雄踏地区活性化計画協議会員、地元自治会、周辺住民等の関係者に対する工事説明会を開催することとなった場合、契約後速やかに必要な資料作成等を行い、説明会の開催に協力すること。また、説明会に出席し、工事内容の説明に協力すること。

■ 振動、騒音、粉塵、臭気等発生作業の対策について

騒音、振動、粉塵、臭気等の発生を伴う作業を行う場合は、本工事实施にあたって別途発注する「(仮称)よらっせYUTO工事監理業務委託」を受託した者(以下「工事監理者」という。)及び発注者と作業箇所や時期、対策等について事前に協議の上、作業を実施すること。

■ 停電、断水発生工事について

工事により停電、断水が発生する場合は、事前に工事監理者及び施設管理者と範囲や時間等について協議を行い、了解を得て施工すること。

■ 仮設工事について

- (1) 仮設工事については、事前に設置先を調査して計画し、原則として工事完成時までに現状復旧すること。
- (2) 工事関係者以外の第三者の侵入を防止するため、仮設足場の外面を養生シートで隙間なく覆うこと。また、工事エリアへの立入禁止の表示等を行うこと。